

うまい話は この世にない

最近、悪徳な訪問販売、街頭販売、通信販売などの商取引の被害に泣かされている方が多くなって、大きな社会問題となっております。次の点に注意して被害に遭わないようにしましょう。

- ぼろもろけの話やうまい話には、必ず落とし穴があることを、まず心得ておこう。
- 訪問者には、必ずドアチェーンをつけたまま応対し、身分や用件を確かめるまで不用意に玄関の中に入れておかないように。
- 見知らぬ人のおせじや親切ごかしの手口に乗ったり、預金や財産の話をしないうちに。
- 不用意に契約し、サインや押印をしないように、また現金や預金通帳、印鑑を渡さないように。
- しつこく、うまい話を持ち掛けられても、勇気を出して断ろう。

【南国警察署】

■受験資格
①学校教育法による高等学校を卒業した者、もしくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者、または文部大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者。

■受験申請書の請求
申請用紙等は、県指定のもので福祉生活部児童青少年課または市役所福祉事務所にあります。郵便で請求する場合は次の点に注意すること。

⑦請求依頼の封筒の表に「保母試験」と失書すること。

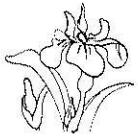
61年度高知県保母試験

受け付けは6月9日～20日まで

②十八歳に達した後、児童福祉施設において、三年以上児童の保護に従事した者。

③前各号に掲げる者のほか、厚生大臣の定める基準に従い高知県知事において適当な資格を有すると認定した者。

④返信用封筒（郵便番号、あて先を明記した横二十二枚、縦二十八センチの大型封筒で百二十円切手をはったもの）を同封すること。



■受付期間
六月九日～六月二十日まで。書類の完備しているものに限って受け付ける。

■提出先 〒780 高知市丸ノ内一丁目二番二十号 高知県福祉生活部児童青少年課

■試験日、場所
七月十六日(休)～十八日(金)まで、高知県民体育館(高知市棧橋通二丁目)で。

※その他、試験科目、試験方法など、詳しいことのお尋ねは、福祉生活部児童青少年課保母試験係(☎1111内線2342)までどうぞ。

農業用古ビニールの回収

6月10日(火)市内一斉に



農家、養まん家の皆さん、今年も六月十日(火)に「農業用古ビニールの回収」を市内一斉に行います。

使用済みのビニールは、道端や土手などに捨てないで、回収処理にご協力ください。

古ビニールの出し方

- ①塩化ビニールだけを回収します。酢酸ビニール、ポリエチレンなどは混ぜないでください。(酢酸ビニールなどが混ざると再生処理ができません。)
- ②指定の集積場所へ午前七時から十時までに持参してください。
- ③古ビニールに付いた木片、金属などの混じり物は、完全に取りはずし、二十センチ程度に荷造りしてください。
- ④運搬、集積時には、雨水がかからないようにしてください。

古ビニール集積場所 (午前7時～10時までに持参してください)

区域および農協管内	集積場所
大篠、野田	市農協大篠支所西側(田本所前)
日章	日章支所前(田村)
上倉、久礼田、瓶岩、岡	久礼田支所東側空地 岡豊支所園芸倉庫東側
前浜	前浜集出荷場前
稲生	稲生支所前
三和	三和農協集出荷場北側(本村)
十市	十市農協販売部前
九十	九十園芸集出荷場前
岩村	岩村農協露地出荷場東側
長岡	長岡農協園芸集出荷場前

※この集積場所は、6月10日(火)限りのものです。今後の回収については、関係農協(園芸部)の定めた日時、場所により処理をしてください。

国民健康保険

〇〇〇(2)

国保に入るとき やめるとき

- 病気やけがをしたとき、すぐお医者さんへ」ということからわかるように、いまや国民健康保険制度は、私たちの生活になくてはならないものとなっています。ところが、会社を辞めて無保険になっているにもかかわらず、健康だからということで、すぐ国保に加入しない方がいますが、これは間違いです。無保険になったらすぐに国保への加入手続きが必要ですので、ご注意ください。
- 届け出は次のような場合に速やかに。(一)内は持参するものです。
- 国保に入るとき
 - 他市町村から転入してきたとき (印鑑、転出証明書)
 - 退職などで健康保険をやめたとき (印鑑、健康保険証明書)
 - 生活保護を受けなくなったとき (印鑑、保護廃止決定通知書)
 - 子供が生まれたとき (印鑑、保険証、母子手帳)
 - 国保をやめるとき
 - 他の市町村へ転出したとき
 - 国保に入るとき
 - 他市町村から転入してきたとき (印鑑、転出証明書)
 - 退職などで健康保険をやめたとき (印鑑、健康保険証明書)
 - 生活保護を受けなくなったとき (印鑑、保護廃止決定通知書)
 - 子供が生まれたとき (印鑑、保険証、母子手帳)
 - 国保をやめるとき
 - 他の市町村へ転出したとき
 - 国保に入るとき
 - 他市町村から転入してきたとき (印鑑、転出証明書)
 - 退職などで健康保険をやめたとき (印鑑、健康保険証明書)
 - 生活保護を受けなくなったとき (印鑑、保護廃止決定通知書)
 - 子供が生まれたとき (印鑑、保険証、母子手帳)
 - 国保をやめるとき
 - 他の市町村へ転出したとき
- ※国保係への問い合わせは ☎2111内線135)まで。
- 【市民国保係】

(61年度) 住宅資金の貸し付け

受け付けは6月2日～25日

同和対策の一環として行われている「住宅新築資金等」の借入申し込みの受け付けを、次のように行います。

貸し付けられるのは……

- 住宅新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金

申し込み期間は……

六月二日から六月二十五日まで。なお、申込書の請求や詳しいことのお尋ねは、それぞれの福祉館にお問い合わせください。

中央福祉館 ☎32220
南部福祉館 ☎8285

【同和対策課】

追放しよう! 「不法電波」

六月一日から十日までは「電波法違反防止旬間」です。パーソナル無線、市民ラジオ、コードレス電話は基準に適合したものを使用しましょう。

【四国電気通信監理局】

ものや改造は、重要な無線通信の電波妨害となるため法律により処罰されます。ルールを守って使用しましょう。

大正5年生まれの方 老人医療受給手続きを

大正5年生まれの方は、今月から「老人医療受給資格」ができましたので、必ず医療保

険証と印鑑を持って、市民課給付係まで手続きにおいでください。

今月の納税 市・県民税(1期分) 納期限は6月末日です